

## 泉佐野市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

関係機関と連携を図り、大阪府ふるさと雇用再生基金事業及び緊急雇用創出基金事業を有効に活用し、雇用機会の創出を図ってまいりたいと考えております。(商工労働観光課)

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

平成14年度から大阪府の支援を受け地域就労支援事業を進めてまいりましたが、今後も引き続き府をはじめ関係機関と連携し、同事業を推進してまいりたいと考えております。

(商工労働観光課)

#### (3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

#### (回答)

最低賃金法や労働契約法・パート労働法など労働関係の法令につきましては、改正等の機会をみてその周知を図ってまいりたいと考えております。(商工労働観光課)

#### (4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富

化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価入札制度につきましては、大阪府が全国に先駆けて、行政の福祉化の観点から平成15年度より公共施設の清掃業務に順次導入している制度であり、いわゆる就職困難者の直接雇用につながる制度であると認識しております。

しかし、本市における公共施設の規模や指定管理者制度等への移行状況、現在の清掃業務委託の従事人数・業務仕様・契約金額等から考えますと、対象となる施設がかなり限られてくることや、従来型の価格による競争入札に比べて入札実施から落札者が決定されるまでの期間が1ヶ月以上多くかかること、また導入した他市の状況によりますと評価する委員に評価のばらつきがあるといった課題もあり、現在のところ、導入につきましては総合的に判断して困難であると考えております。

次に、発注する委託業務等において、その業務に従事する労働者の適正な賃金の確保につきましては、これらの問題は一定請負業者が責任をもって対応すべき問題であると認識しております。しかしながら、一方で低価格入札等による労働者へのしわ寄せという問題もあることから、本市では現在、入札参加資格登録審査申請時に全登録申請業者より関係法令等を遵守する旨の誓約書を提出させており、また建設工事及びコンサルタント業務委託の発注時には入札参加業者に対して留意事項の1つとして労働者への適切な賃金の支払いを指導しているところです。

今後も、労働基準法等労働者保護に関する一定の法整備がなされているなかで、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるよう、法令遵守の徹底等に引き続き努めていきたいと考えております。

公契約条例の制定につきましては、国においてILO94号条約の批准や関係法令等が制定されておらず、また労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないといった課題もあることから、現時点では公契約条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えております。  
(総務課)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」につきましては、関係機関と連携し、その周知に努めてまいりたいと考えております。  
(商工労働観光課)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

### (回答)

一昨年施行しました「企業誘致条例」の周知に努め、企業等の誘致を図ってまいりたいと考えております。  
(商工労働観光課)

### (2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

### (回答)

一昨年施行しました「企業誘致条例」の周知に努め、企業等の誘致を図ってまいりたいと考えております。  
(商工労働観光課)

### (3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

### (回答)

施策につきましては、融資制度等について大阪府と連携し、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、本市の市内入札参加資格登録業者の大半が中小企業であり、当該業者の経営安定を図るため、指名競争入札や見積り合わせ物件については、可能な限り市内業者を優先した業者選定を行っており、今後も引き続き市内業者を優先した業者選定を行っていきたいと考えております。

(商工労働観光課・総務課)

### (4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

### (回答)

中小企業の公正取引の確立につきましては、関係機関の理解が深まるよう、その周知に努めてまいりたいと考えております。  
(商工労働観光課)

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(一括回答)

(1)・(2)について、本市におきましては、平成21年度中に「財政健全化計画」を策定いたします。それにあたり、パブリックコメントの募集を行いました。今後も、情報公開の制度を活用し積極的な情報提供に努め、市民参画や情報の透明性の確保により一層努めてまいりたいと考えております。  
(行財政管理課)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの变化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

権限移譲に際しては、ご指摘のように人的支援も含め十分な財政措置を求めているところです。権限移譲実施計画の策定にあたっては、各市町村の実情に即した計画を策定することが必要であると認識しており、大阪府においてもその認識のもと協議されているところです。また、事務権限を受けるにあたっては、財政面も含め市民サービスの低下につながることはないよう検討し進めてまいりたいと考えております。  
(政策推進課)

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

大阪府や国からの権限委譲にあたっては、財政措置をよく検討するよう努めます。

(行財政管理課)

(4) ( 地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言 )

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

( 回答 )

地方税財源の充実確保については、大阪府と協議のうえ、国に対しても積極的に提言を行うように努めます。  
( 行財政管理課 )

(5) ( 行政評価システムのあり方と導入検討 )

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

( 回答 )

平成16年度から行政評価に取り組み、事務事業評価を実施し、評価結果を公表しているところです。また、平成21年度より始まる「第4次総合計画」を機に施策評価に取り組み、21年度試行、22年度の本格実施及び外部評価の導入を検討しているところです。  
( 政策推進課 )

## 4 . 福祉・医療施策

(1) ( 二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策 )

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

( 回答 )

地域医療連携体制の構築にあたっては、病病連携・病診連携をさらに推進し地域の医療機関との役割・機能分担を明確にすることによって、市立泉佐野病院が地域の中核病院としての役割を果たせるよう努めてまいります。

また、院内保育を整備することによって医師や看護師の育児環境の整備に努めるとともに、専門的知識の習得等研修参加の機会の確保に努め、関係機関との連携によりアカデミックな研究等にも参加できるよう環境を整えることによって、離職防止策に努めてまいります。

( 市立泉佐野病院総務課 )

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

質の向上につきましては重点課題のひとつと考え、この間ケアマネジャー連絡会や事業者連絡会などを活用して研修・指導に努めてきており、今後も取り組みをしていきます。

介護労働者雇用管理改善につきましては、直接本市より支援や助成をすることはできませんが、前述の質の向上に関連し機会があれば助言等を行ってまいります。(介護保険課)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

本市におきましては、障害のある人が主体的に生きることのできる社会の実現をめざして、「泉佐野市第2次障害者計画」「泉佐野市第2期障害福祉計画」を策定し、施策を推進しているところでございます。

地域生活支援事業は、「泉佐野市第2期障害福祉計画」の中で重点的な取り組みとして、各サービスや相談体制の充実を図ることを明記しており、利用者のニーズを把握し、自立支援や社会参加の促進につながるようなサービスの提供ができるよう努めております。

今後も国や府に制度の拡充を要望しながら、利用者の実情に合った障害福祉サービスの充実に努めてまいります。(障害福祉総務課)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

本市においてもメンタルヘルス対策の重要性について認識をしておりますが、専門医師等が配置されていないなかで、大阪府や泉佐野保健所等の指導のもと関連機関とも連携をとりながら、健康づくりの一環として自殺予防などの啓発事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。(保健センター)

## 5 . 子ども教育・男女平等施策

### (1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

### (回答)

保育所における待機児童については、年度途中においては若干名ございますが、年度当初においては平成18年度から4年連続待機児童なしの状況です。

保育制度の充実については、多様化する就労形態や保育ニーズに応じ、休日保育や延長保育などの実施に向け、昨年度実施したニーズ調査の結果を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。また、ファミリーサポートセンターについては、平成20年11月の事業開始以来登録会員（提供会員と利用会員）は着実に増加しておりますが、さらなる充実ならびに事業展開のために広報等に努めてまいりたいと考えております。

総合的な子育て支援については、昨年4月に、地域との連携や交流を図るとともに子育て支援を推進するための複合施設として「次世代育成地域交流センター」を開設いたしました。そのなかでは、公立でははじめて子育て支援センターを運営するほか、多目的ホールを活用して世代間交流や子育てに関する各種講習会を開催するなど、地域との連携に着目した事業展開を行っております。

(児童福祉課)

### (2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

### (回答)

本市においては、「泉佐野市シルバー人材センター」に受付員として、子どもたちが学校にいる間校門において学校に出入りする方への対応をお願いしております。

2011年度以降につきましては、現状と同じことはできないまでも、子どもたちの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じてまいります。

(学校教育課)

### (3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組む

こと。

(回答)

小学校1・2年の35人学級編制については、就学時からより少ない人数で児童一人ひとりを把握しきめ細やかな指導を行うことは、子どもの安定した学校生活の保障や基礎学力の形成等に効果があることが報告されています。また、全国学力等実態調査から見てきた学力課題に対応していくためにも、少人数学級編制は大変重要な施策であると認識しています。大阪府独自のこの施策を守っていくよう、今後も大阪府教育委員会に働きかけていきたいと考えております。

小・中学校では、「生きる力」の育成の一環として、社会で様々な人びととのつながりのなかで自覚をもって生きていくための基本的な態度や行動を身につけること、また豊かな労働観を養うこと等を目的とした職業体験学習や自らの進路を考える授業が実践されていますが、今後も、労働についての基礎知識を踏まえながら、キャリア教育を充実させていきたいと考えております。

(教育総務課)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

いわゆる格差社会の影響が子どもたちの就学にも大きな影を落としています。家庭の状況にかかわらず、すべての子どもたちに教育の機会均等を保障するための就学援助制度の充実や、すべての意思ある高校生・大学生等が安心して勉学に励むことのできる奨学金制度の拡充は、社会全体の大きな課題です。政府の提案している「子ども手当」や「高等学校授業料無償化」「大学奨学金制度の拡充」などの施策の動向を今後も見据えながら、施策充実に向けて国・府への要望を行っていききたい。さらに、経済的な理由により進学を断念することなどがないう、今後とも奨学金制度の周知に努めていききたい。

(人権教育室)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市においては、子どもへの虐待の予防・早期発見、また虐待が発生した場合には子どもの安全確保と家族への必要な支援を行うために、福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携し、平成18年4月に「泉佐野市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。また、協議会には「児童虐待防止専門部会」を設置し、実務者会議を開催することで問題解決のために必要な各種事業の調査・研究・情報交換及び支援の協議を行い、要保護児童への適切な保護を図ってい

ます。

また、家庭児童相談の窓口として家庭児童相談室を児童福祉課内に設置し、家庭児童相談員2名が相談業務を実施しております。

今後も、子ども家庭センターをはじめ児童福祉課・保健センター・教育委員会・学校等の関係機関、また地域の民生委員児童委員などとの連携をより緊密にし、迅速に児童虐待の問題解決及び予防を図ってまいります。  
(児童福祉課)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

DV等の相談・支援に関しましては、「泉佐野市相談事業連絡会議」等との円滑な連携を図り、相談体制の充実に努めております。

相談窓口やDV防止法に関しましては、市報や「Fine」等の機関情報誌をはじめ冊子・チラシ等、あらゆる機会に積極的に広報を行っているところです。特に今年度は、デートDVに関する分かりやすいチラシを配布するなど、市民の方への周知に一層努めてまいりたいと考えております。  
(人権推進課)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

2007年4月に策定の「改訂 人ひとプラン(改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画)」を基に、男女共同参画社会の実現のために、大阪府や近隣市町・市民グループ・市内企業との連携を図りながら、プランの具体的施策に取り組んでまいりたいと考えております。  
(人権推進課)

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市の事務及び事業に関し平成20年度に排出した温室効果ガスは10,257 t となっており、市役所庁舎の空調設備の改修により基準年度に比べ714 t ( 6.5% ) の削減となっています。

今後も引き続き全庁を挙げて温暖化対策を推進し、市民や事業所の皆様へ温暖化対策の実践について啓発してまいります。(環境衛生課)

(2) ( 3 R の推進とリサイクル率の向上 )

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

平成20年度から容器包装プラスチックの再資源化を開始し、本市の家庭系ごみの収集区分は12区分となりました。また、大阪府のふるさと雇用再生基金事業を活用し、平成21年度から3ヶ年事業として「繊維リサイクル事業」を実施し、繊維リサイクルの普及と啓発を進めているところです。今後も資源ごみのリサイクル率を高める施策に取り組んでまいります。

事業系ごみにつきましても、食料廃棄物のうち「魚あら」「植物性油」の有効活用について、関係機関と連携し取り組んでまいります。(環境衛生課)

(3) ( 災害対策・耐震対策の拡充 )

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

災害時用の食糧備蓄については、防災倉庫に「地域防災計画」で定められた量を保管しており、毎年点検を行い、賞味期限の切れたものを入れ替えています。

防災訓練については、毎年総合防災訓練を地域住民にも参加していただき実施していますが、現在、より地域の防災力の向上をめざし地域単位での防災訓練への移行を検討しています。

避難場所への誘導標識の設置については、避難誘導體制等を含め今後さらに検討してまいります。

避難所開設予定場所は市内27ヶ所を指定しており、「泉佐野市地域防災計画」における被害想定に対し、必要な収容数は確保できています。

緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備については、関係機関と調整のうえ必要な対策を推進していくように検討してまいります。(市民生活課)

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べる

と低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

義務教育施設整備につきましては、児童・生徒が安全で健康的な学校生活を営み、多彩な教育・学習活動を展開するために学校教育施設の果たす役割はきわめて重要であり、教育環境の改善は児童・生徒の健やかな成長を図るうえでも不可欠です。また、学校教育施設は社会に密着した公共施設であり、地域住民の学習・スポーツ・文化活動の場や非常災害時の避難場所としての役割も果たしており、地域社会に密着した教育施設にふさわしい施設づくり、防災機能の充実した施設づくりを進めるため、学校施設の建て替え、耐震化を図らなければならない現状にあると認識しているところです。

現在、第二小学校(校舎)及び佐野中学校(屋内運動場)においては耐震化に向けた改築工事を施工中であり、来年度以降につきましても第一小学校(校舎・屋内運動場)の改築工事を予定しております。また、日根野小学校では校舎増築工事とあわせて既設校舎の耐震補強工事を行い、上之郷小学校・第三中学校においても耐震補強工事を行うこととしております。その他の学校についても順次耐震診断を実施し、その結果に基づいて耐震化事業を進めてまいります。財政状況が非常に厳しい折ではありますが、国庫補助等を十分に活用することにより、引き続き耐震化の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

住宅の補助制度につきましては、大地震発生 of 切迫性が指摘されているなか、新耐震基準以前(昭和56年5月31日以前)に建築し居住されている民間木造住宅(長屋・併用住宅及び共同住宅含む)につきまして、耐震診断費用につき1件あたり45,000円を限度額とした補助制度を平成19年7月より継続しております。今後は、市財政状況を踏まえさらなる耐震化の促進を図るとともに、市のホームページ及び市報への掲載ならびに各種イベントの際に資料を配布するなどし、周知に努めてまいります。

(教育総務課・都市計画課)

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

防犯等の治安対策として、泉佐野警察署管内の1市2町及び関係団体で組織する「泉佐野警察署管内防犯協議会」を中心に活動しています。今後も警察や地域・関係団体との連携強化を図ってまいります。

通学路の安全につきましては各学校において毎年調査し、どの小学校においても「校区安全マップ」を作成し、安全な登下校を指導しております。また、各学期に一度ですが保護者や地域・

各種団体の方々の協力を得て「市内一斉パトロール」を全市的に実施したり、スクールガード・リーダーにより小学校区ごとに行われている見守り活動への指導・助言をいただいたりしております。

今後とも、「地域の子どもは、地域で守る」を原則に、学校を中心に地域における安全を高めたいけるよう取り組みを進めます。  
(市民生活課・学校教育課)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市におきましては、「第4次泉佐野市総合計画」において「市民と協働でバリアフリー化や防災に強いまちづくりを進め、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。」を基本方針と定め、まちづくりに取り組んでおります。

平成20年3月に、高齢者や障害のある人をはじめあらゆる人々が、安全で快適に暮らせるまちづくりの実現をめざし、日根野駅周辺地区について「バリアフリー基本構想」を策定いたしました。平成21年9月には、学識経験者、高齢者・障害者団体、道路管理者及び公共交通事業者などからなる「泉佐野市バリアフリー推進連絡会」を開催し、日根野駅周辺地区のバリアフリー整備に関する進行管理及び成果評価などを行いました。本連絡会におきましては、一定道路施設・駅舎の改善、平成23年度日根野駅へのエレベータ設置完了の他、さらなるバリアフリー整備の取り組みを確認いたしました。

今後さらに、財政状況を勘案しつつ、対象となる地区において基本構想を策定し、バリアフリー化に取り組んでまいります。

また、本市におきましては、すでに高架化が完了した南海本線連続立体交差事業において、開かずの踏切を含む9ヶ所の踏切を除却しており、現在、連立側道の全線開通に向け鋭意工事進捗を図っているところです。また、道路ネットワークについても、都市計画道路の整備を順次進めており、現在取り組んでいる佐野中央1号線の工事完了後は、財政状況を勘案しながら笠松末広線の狭隘区間について整備着手していきたいと考えております。

公共交通網の整備については、市民ニーズに応じた効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を推進してまいります。

公共交通機関の利用促進については、平成20年3月に「泉佐野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温暖化防止に向けた取り組みのひとつとして、出張の際は可能な限り鉄道等の公共交通機関を利用することを掲げています。市民の皆様にも市報等を通じて公共交通機関の利用につい

で啓発してまいります。（都市計画課・道路公園課・政策推進課・市民生活課・環境衛生課）

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

本市におきましては、人権対策本部を設置し職員全員を本部員として、あらゆる人権課題について市全体として広報や街頭啓発・研修会等の啓発活動に取り組んでいます。

これらの人権侵害防止施策としての啓発活動をより一層推進していくとともに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、人権侵害が生じた際の救済制度を確立するためにも人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけてまいりたいと考えております。

（人権推進課）

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

核兵器廃絶の実現に向け、「戦争は最大の人権侵害である」という精神を受け継いでいくためにも、戦争の悲惨さと平和・命の尊さについて世代を越えて訴えていく集会・研修会に取り組んでまいります。また、被爆アオギリ3世の種を活用して原爆の恐ろしさを後世に引き継いでいくような工夫した取り組みも考えております。

また、市民団体等の平和を訴える活動や行事について、メッセージや後援なども行っております。

市の広報誌には、人権について発信するページを設け、あらゆる人権課題についての啓発を行うなかで、平和の大切さについての記事を掲載する等、平和発信機能としての効果的な取り組みを実施してまいります。

（人権推進課）